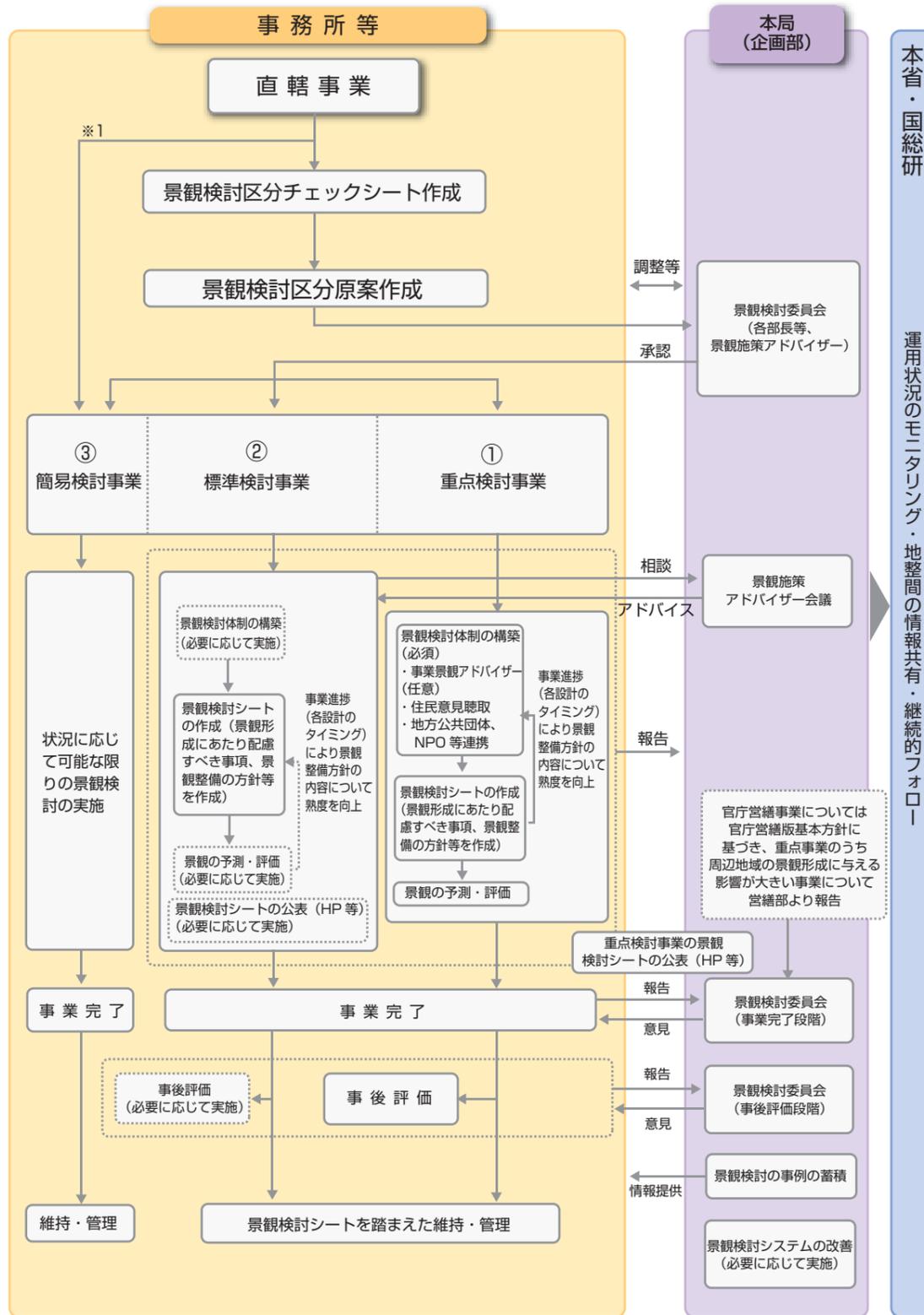


# ● 景観検討の流れ



※1：事業の緊急性等から事業期間が短く、手続き等を行うことが困難な事業等



# 未来を拓く中部の景観づくり

～中部地方整備局所管公共事業における景観検討～



## ● 景観アドバイザー会議からの提言

平成19年4月に、中部地方整備局景観アドバイザー会議からの提言「未来を拓く中部の景観づくり」が取りまとめられました。この提言では、中部地方の特性を活かした景観づくりの基本理念を設定し、社会資本整備に求められる視点が示されています。

### 中部の景観づくりにおける基本理念

自然・歴史・文化を大切に 中部の魅力の継承と創造

### 社会資本整備における景観づくりの視点

あるべきものを  
あるべきところに  
あるべきすがたで

### ① あるべきものを = ニーズの必要性

- 地域ニーズ ……〈地域が何を必要としているか把握する〉
- 愛着の醸成 ……〈地域に愛されるものを一緒に考える〉
- 未来性 ……〈地域の変化と周到な未来予測をする〉

### ② あるべきところに = 場所的な必然性

- 風土性 ……〈地域の風土、地形、植生を活かす〉
- スケール感 ……〈空間における相対的な大きさを吟味する〉
- 暮らしと営み ……〈地域の暮らし、伝統、慣習、技術、素材を活かす〉

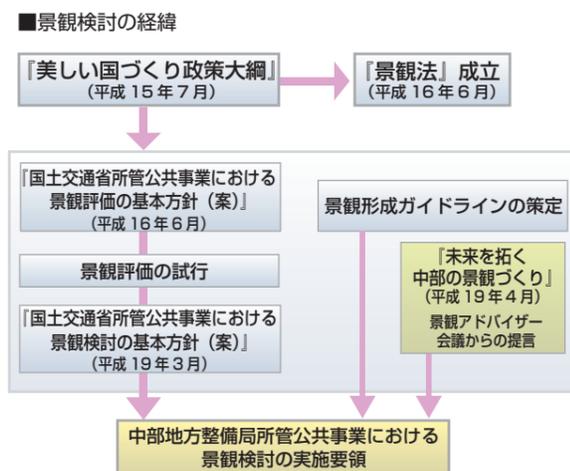
### ③ あるべきすがたで = 機能と形態の必然性

- 機能性 ……〈機能と構造とを深く追求し、形態を洗練させる〉
- 持続性 ……〈経年変化を十分考慮する〉
- トータルデザイン 〈周辺景観等との全体調和を図る〉

## ● 景観検討の経緯

国土交通省では「美しい国づくり政策大綱」を公表し、平成19年3月には「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」が策定されました。

中部地方整備局では、上記の景観アドバイザー会議からの提言及び基本方針を受け、景観検討の実施要領を作成し、直轄事業を対象とした景観検討に取り組んでいきます。



## ● 景観検討の実施要領

中部地方整備局所管公共事業について、景観検討を実施するための手順、手法及び参考となる知見等を示しています。

### 中部地方整備局では、 全ての直轄事業を対象に景観検討を行います

1. 事業のなるべく早い段階から景観検討を行います
2. 事業特性に応じたメリハリのある景観検討を行います
3. 景観検討シートを用いて継続的な景観検討を行います

### 1. 検討開始時期：事業のなるべく早い段階から景観検討を行います

十分な景観配慮を行うため、事業のなるべく早い段階から景観検討を実施します。

### 2. 景観検討区分：事業特性に応じたメリハリのある景観検討を行います

事業特性に応じて効率的に景観検討を行うため、事業の初期段階で景観検討区分を設定します。

重点検討事業は、学識経験者等の参加を得るなど重点的に景観検討を行う事業ですが、標準検討事業や簡易検討事業についても、事業や地域の特性を踏まえて、重点検討事業に準じた景観への配慮を行うよう努めます。

#### ■ 景観検討区分の概要

区分	概要
重点検討事業	・ 優れた景観を有する地域で行う事業 ・ 事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると判断する事業 ・ 事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業
標準検討事業	・ 重点検討事業及び簡易検討事業以外の事業
簡易検討事業	・ 事業の緊急性等から事業期間が短く、手続きを行うことが困難な事業等 ・ 地下構造物等周辺への景観上の影響がないか、極めて小さい事業

#### ■ 事務所等における景観検討の実施内容

実施内容	重点検討事業	標準検討事業	簡易検討事業
景観検討の実施体制			
・ 事業景観アドバイザーの任命	○	△	△
・ 住民・NPO等の参加	△	△	△
・ 他省庁や地方公共団体との連携	△	△	△
景観検討シートの作成			
・ 景観形成にあたり配慮すべき事項	○	○	△
・ 景観形成の目標像、基本的な考え方	○	○	△
・ 具体的な景観整備の留意点と方針	○	○	△
・ 景観の予測・評価	○	△	△
・ 施工段階、維持管理の留意点	○	○	△
・ 完成報告	○	○	△
・ 事後評価	○	△	△
本局（企画部）との関わり			
・ 構想・計画段階、設計段階の報告	○	○	△
・ 景観検討に関する相談	△	△	△
・ 事業完了の報告	○	○	△
・ 事後評価の報告	○	△	△

○…必須 △…必要に応じて実施

### 3. 景観検討シートの作成：景観検討シートを用いて継続的な景観検討を行います

景観検討シートは、景観検討の内容や経緯等を記録するものです。事業の初期から完了後の維持管理まで検討シートを継承していくことにより、一貫性のある景観検討を行います。

#### ■ 景観検討シートの記載事項と記入時期

項目	記入する事業段階				
	構想	計画	設計	施工	完了後
1. 事業概要	●	→	→	→	→
2. 景観形成にあたり配慮すべき事項	●	→	→	→	→
3. 景観形成の目標像	●	→	→	→	→
4. 景観形成に関する基本的な考え方	●	→	→	→	→
5. 具体的な景観整備の留意点と方針	●	→	→	→	→
6. 景観配慮の内容	●	→	→	→	→
7. 施工段階の留意点	●	→	→	→	→
8. 維持管理の留意点	●	→	→	→	→
9. 完成報告	●	→	→	→	→
10. 事後評価の方針と結果	●	→	→	→	→
11. 景観検討の体制	←	←	←	←	←
12. 景観検討の経緯	←	←	←	←	←
13. 事業の進捗状況の経緯	←	←	←	←	←

## ● 景観検討の実施体制

### (1) 事務所等

学識経験者等の知見や地域住民、地方公共団体等からの意見を踏まえた景観検討を行うことができる実施体制の構築に努めます。

### (2) 本局

景観検討の円滑で効果的な推進に向けた総合的な窓口として、企画部を位置づけます。

#### ■ 景観検討の実施体制

